

# 納税証明書等の請求の際に 本人確認を行います

犯罪の防止及び個人情報の保護を目的として、平成22年10月から課税証明書や評価証明書などの納税証明書等の請求の際に、次のとおり本人確認を行うこととしましたので、ご協力をお願いします。

## 【個人の場合】

運転免許証、パスポート等の写真付き公的証明書を持参してください。これらの書類をお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳等の氏名、住所等を確認できる書類を2点以上持参してください。  
※これまで請求書に押印が必要でしたが、平成22年10月から不要となります。

## 【法人の場合】

請求書に法人の代表者の印鑑を押印してください。押印できない場合は、法人の委任状と窓口に来られた方の運転免許証等を持参してください。

また、本人、同一世帯の方及び納税管理人以外の方が請求する場合は、窓口に来られた方の本人確認とあわせて代理人であることの確認をさせていただきますので、委任状（法定代理人の場合は、その資格を証明する書類）を持参してください。

## 住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1870

# 年金事務所のご利用について

年金事務所は、年金に関する手続きや相談等の窓口としてご利用できます。  
松伏町の管轄の年金事務所は「春日部年金事務所」になります。

- 業務時間／月曜日：午前8時30分～午後7時（祝日の場合は、翌日が午後7時）  
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

## ■手続き先／

届出内容	届出場所
年金裁定請求手続き、年金受給について 年金相談について等	春日部年金事務所 4階 お客様相談室
資格取得・喪失等の手続き、年金手帳・納付書再交付 学生納付特例・免除猶予申請について等	春日部年金事務所 6階 国民年金課

- 住所／〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階・6階

- 問合せ／春日部年金事務所 ☎048-737-7510（国民年金課）

※一般的な年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください。  
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)（IP電話・PHSからは 03-6700-1165）

問合せ／介護保険担当 ☎ 991-1886

# 介護保険料の特別徴収開始通知書を送付します

「平成22年度 介護保険料 特別徴収開始通知書」を送付します。  
これは、平成22年度の住民税の決定に伴い、今年度の介護保険料額をお知らせするものです。  
介護保険料年額から、9月までに普通徴収(※1)や特別徴収(※2)で納めていただく保険料を差し引いた額を、10月、12月及び2月の年金から徴収させていただきますのでご了承ください。  
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ※1 普通徴収 … 納付書や口座振替で納めていただく方法
- ※2 特別徴収 … 支給される年金からの天引きで納めていただく方法